

参考資料

本ガイドラインを作成する際に参考にした法令や資料のほか、個別避難計画の作成の際に参考となる資料や情報を掲載しています。

1. 個別避難計画の関連法令等

- 1-1 災害対策基本法
- 1-2 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- 1-3 通知
- 1-4 災害弔慰金の支給等に関する法律
- 1-5 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月）
- 1-6 個別避難計画の作成の経費（地方交付税措置）

2. 個別避難計画作成に関する様式例

- 2-1 当事者力アセスメントシート①（例）
- 2-2 当事者力アセスメントシート②「備えの取組状況」(例)
- 2-3 地域力アセスメントシート（例）
- 2-4 個別避難計画(私の避難計画書)(例)

3. 防災と福祉に関する基本情報

- 3-1 広島県内で想定されている災害リスク
- 3-2 自然災害リスクに応じた避難行動の考え方
- 3-3 避難の手がかりとなる情報
- 3-4 避難行動要支援者の主な特徴と災害時の支援ポイント

4. その他

- 4-1 要介護認定
- 4-2 身体障害者程度等級表
- 4-3 広島県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準
- 4-4 広島県の療育手帳の程度区分表
- 4-5 指定難病一覧

1. 個別避難計画の関連法令等

1 災害対策基本法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000223>

○ 避難行動要支援者名簿の作成

災対法第四十九条の十第一項

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

第二項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

第三項

市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第四項

市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

○ 名簿情報の利用及び提供

災対法第四十九条の十一第一項

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第二項

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

第三項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

○ 名簿情報を提供する場合における配慮

第四十九条の十二第一項

市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 秘密保持義務（注）名簿情報の提供に関する秘密保持義務

第四十九条の十三第一項

第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

○ 個別避難計画の作成

第四十九条の十四第一項

市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

第二項

市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

第三項

個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

第四項

市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第五項

市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

○ 個別避難計画情報の利用及び提供

対法第四十九条の十五第一項

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

災対法第四十九条の十五第二項

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

第三項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

第四項

前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

○ 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

災対法第四十九条の十六

市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 秘密保持義務（注）個別避難計画情報の提供に関する秘密保持義務

災対法第四十九条の十七

第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

○ 災害応急対策及びその実施責任

第五十条第二項

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

○ 市町村長の警報の伝達及び警告

第五十六条第一項

市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

第二項

市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

2 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>

中央防災会議、防災対策実行会議の下の「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」からの提言が令和2年3月にとりまとめられ、本提言を踏まえ引き続き制度的な論点を議論した「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」からの提言が令和2年12月にとりまとめられました。

サブワーキンググループからの提言を踏まえ、災害対策基本法が令和3年に改正（「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）：5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、市町村が事務を行う際の参考としていただけるよう、これまでの「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定・公表しました。

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）【概要】
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）（第Ⅰ部～第Ⅳ部）
- 参考資料（第Ⅴ部）

3 通知

- ◆ 平成25年通知：「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成25年6月21日付 府政防第559号・消防災第246号・社会援総発0621第1号）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/pdf/kihonhou_01_7.pdf

- ◆ 令和3年通知：「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（令和3年5月10日付 府政防第601号・消防災第60号）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/pdf/r3_01_sikoutuuti_ka.pdf

4 災害弔慰金の支給等に関する法律

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/choui/choui.html>

- 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要
- 災害援護資金の概要
- 災害弔慰金の支給等に関する法律
- 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令
- 災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等

5 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3_guideline.html

- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント
- 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定について

6 個別避難計画の作成の経費（地方交付税措置）

一般財団法人地方財務協会から地方財政の計画的運営の手引として発行された「令和3年度地方交付税制度解説(単位費用編)」において、個別避難計画に係る単位費用(標準的条件を備えた地方団体(人口10万人)が避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成する場合に要する経費)に関して、次のとおり紹介されています。(詳細は右ページの参考資料を御覧ください。)

第三 行政事務内容(P.238(抄))

2 総務費

(5)防災諸費

市町村防災会議の運営、市町村地域防災計画、避難行動要支援者

第六 単位費用算定の基礎(P.240(抄))

2 総務費

(5)防災諸費

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成経費 2百万円

地方交付税による財政措置は、次のように説明されています。

「地方交付税 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額」

※算定されている「基準財政需要額」と同額が「地方交付税」として地方に交付されている訳ではありません

※基準財政需要額

・単位費用×測定単位×補正係数

【単位費用】標準的条件を備えた地方団体が合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等に要する経費

【測定単位】各費目ごとの財政需要を表すのに最も適切と考えられる尺度もしくは指標

【補正係数】自然的・社会的条件の違いを反映させるために乗じる率



個別避難計画の作成の財政措置に関する内閣府の考え方

個別避難計画の作成に当たっては、ハザードマップ上で危険な地域にお住まいの介護が必要な高齢者の方など、まずは優先度の高い避難行動用支援者について、おおむね5年程度で取り組んでいただくようお願いしています。

内閣府においては、個別避難計画に関し、現時点で優先度の高い避難行動要支援者は、約250万人と推計しており(注1)、この方々に係る個別避難計画の作成経費は、先行事例等を踏まえ、一人あたり7千円程度(注2)を要すると想定すると、全体で180億円程度を要と考えています。

(注1)算定にあたり、優先度の高い避難行動要支援者とは、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1・2級等を所持している方など、自ら避難することが困難な方のうち、ハザードマップで危険な区域に住む方や、独居または夫婦二人暮らしの人などとしています。

(注2)作成費用は、これまでの事例等から福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費などを想定しています。

こうした優先度の高い方について、市町村には、おおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えており、

- ・年平均では、36億円程度
- ・初年度令和3年度は、その半分の約18億円程度

を要すると見込んでいきます。

これらを踏まえ、令和3年度において、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講じることとされています。



地方交付税措置に係る資料

- 「令和3年度地方交付税制度解説(単位費用篇) 一含 地方特別交付金制度解説ー」(地方交付税制度研究会編) p.237～p.241
- モデル団体等の懸案事項に関する情報提供【第2回ノウハウ共有ミーティング】資料
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/sankoQ2.pdf>
- 事務連絡「個別避難計画作成等への支援策等について(周知)」令和3年6月22日(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、厚生労働省社会・援護局地域福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)
- 事務連絡「令和3年度消防庁第1次補正予算、令和4年度消防庁予算案及び令和4年度の消防防災に関する地方財政措置の見直し等を踏まえた留意事項について」令和4年1月24日(消防庁総務課)
- 事務連絡「避難行動要支援者の避難に係る取組の推進及びこれに伴う地方財政措置等について」令和4年2月28日(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当))

<裏>

■居住地域の自然災害リスク

自宅の状況	<input type="checkbox"/> 一戸建て（ <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建以上） <input type="checkbox"/> アパート・マンション（居住階 階）		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 鉄骨 ・エレベータ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	建築時期 <input type="checkbox"/> 昭和56年（1981年）6月以前 <input type="checkbox"/> 昭和56年（1981年）6月以降			
	いつも居る場所（ 階）		寝る場所（ 階）	
土砂災害	<input type="checkbox"/> 赤 <input type="checkbox"/> 黄 <input type="checkbox"/> なし			
洪水	<input type="checkbox"/> 浸水なし <input type="checkbox"/> 浸水あり（ <input type="checkbox"/> 0～0.5m <input type="checkbox"/> 0.5m～3m <input type="checkbox"/> 3m～5m <input type="checkbox"/> 5m以上）			
高潮	<input type="checkbox"/> 浸水なし <input type="checkbox"/> 浸水あり（ <input type="checkbox"/> 0～0.5m <input type="checkbox"/> 0.5m～3m <input type="checkbox"/> 3m～5m <input type="checkbox"/> 5m以上）			
津波	<input type="checkbox"/> 浸水なし <input type="checkbox"/> 浸水あり（ <input type="checkbox"/> 0～0.5m <input type="checkbox"/> 0.5m～3m <input type="checkbox"/> 3m～5m <input type="checkbox"/> 5m以上）			
地震	想定最大震度	<input type="checkbox"/> 震度7 <input type="checkbox"/> 震度6強 <input type="checkbox"/> 震度6弱 <input type="checkbox"/> 震度5強以下		

■周囲の状況

同居家族の有無	<input type="checkbox"/> 同居家族なし（一人暮らし）				
	同居家族あり （ ）人暮らし	①	氏名 関係	避難時に 頼れるか？	可・否
		②	氏名 関係	避難時に 頼れるか？	可・否
		③	氏名 関係	避難時に 頼れるか？	可・否
町内会・自治会	名称	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入			
	連絡先氏名	電話			
自主防災組織	名称				
	連絡先氏名	電話			
民生委員	氏名	電話			
ご近所	①	氏名	住所	避難時に 頼れるか？	可・否
	②	氏名	住所	避難時に 頼れるか？	可・否
	③	氏名	住所	避難時に 頼れるか？	可・否

備考	
----	--

2 当事者カアセスメントシート②「備えの取組状況」(例)

当事者カアセスメントシート②「備えの取組状況」(例)

<P.1>

：個人特有のモノ

区分	具体的な取組	対策状況	不足状況
被害抑止対策	自宅の耐震チェック※必要に応じ	○ / ×	
	耐震補強 ※必要に応じ	○ / ×	
	家具転倒防止	○ / ×	
	火災警報器	○ / ×	
災害後の生活のための備え(ライフライン・物流に支障)	食 事	飲料水 1人3ℓ×●日分=●●ℓ	日分
		レトルトご飯	食分
		レトルト食品	食分
		缶詰(さば、野菜、果物)	食分
		栄養補助食品	食分
		乾麺、即席めん	食分
		フリーズドライ、乾物	食分
		お菓子	食分
	排 泄	カセットコンロのボンベ	本
		簡易トイレ	個
		トレットペーパー	個
		ビニール袋(汚物保管用)	個
		おむつ、尿吸収パッド	個
		下剤・カンチョウ	個
		カテーテル導尿バック	個
	オストメイト用パウチ	個	
	尿瓶	個	
	健 康	救急箱・衛生用品	○ / ×
薬		日分	
お薬手帳		○ / ×	
保険証・障害者手帳		○ / ×	
口腔ケア用品・入れ歯		○ / ×	
就 寝	電動エアマット ※必要な場合	○ / × / 不要	
	携帯マットレス ※必要な場合	○ / × / 不要	
停電対策	バッテリー	ある / ない	
	電池	ある / ない	
	発電機	ある / ない	
	自動車のバッテリーから充電準備	ある / ない	

<P.2>

区分	具体的な取組	対策状況	不足	
家族	家族との連絡ルール	○ / ×		
	避難先・避難方法のルール	○ / ×		
専門機関	ヘルパー事業所との取り決め	○ / × / 不要		
	医療機関との連携	○ / × / 不要		
	看護師の確保	○ / × / 不要		
近隣・地域	ご近所つきあい	○ / ×		
	避難行動要支援者名簿への登録	○ / ×		
	避難についての話し合い	○ / ×		
	地域の防災訓練への参加	○ / ×		
	民間企業との契約	○ / × / 不要		
	民間支援団体との連携	○ / × / 不要		
コミュニケーション	携帯電話	○ / ×		
	モバイル端末	○ / ×		
	助けを呼ぶ笛	○ / ×		
	緊急連絡カード	○ / ×		
	補聴器	○ / × / 不要		
	メモ帳・ペン・筆談器	○ / × / 不要		
	コミュニケーションボード	○ / × / 不要		
	ヘルプカード	○ / × / 不要		
非常用持ち出し袋	非常用持ち出し袋の準備	○ / ×		
	内容	懐中電灯・電池	○ / ×	
		携帯ラジオ・電池	○ / ×	
		防寒着・携帯カイロ	○ / ×	
		雨具	○ / ×	
		着替え	○ / ×	
		タオル・バスタオル	○ / ×	
		歯磨き・洗面用具	○ / ×	
		予備メガネ・コンタクトレンズ	○ / ×	
		現金（硬貨も）	○ / ×	
		アルコールスプレー・マスク	○ / ×	

	区分	具体的な取組	対策状況	不足
避難行動	移動	歩きやすい靴	○ / × / 不要	
		車いす（手動／電動）	○ / × / 不要	
		シニアカー	○ / × / 不要	
		簡易スロープ	○ / × / 不要	
		床走行リフト	○ / × / 不要	
		移動用の補助具	○ / × / 不要	
		白杖	○ / × / 不要	
		おんぶ紐、簡易タンカ	○ / × / 不要	
		自動車	○ / × / 不要	
		ガソリンの給油	○ / × / 不要	
		移送サービス	○ / × / 不要	
避難先	避難所	避難所に入るまでのバリアフリー化	○ / ×	
		バリアフリースイレ	○ / ×	
		要配慮者スペースの確保	○ / ×	
		温度調整のできる部屋	○ / ×	
		非常用電源設備	○ / ×	
その他				

3 地域力アセスメントシート（例）

地域力アセスメントシート（例）

<P.1>

① 地域の特性（避難経路と避難先）

風水害	土砂災害	居 住 地 <input type="checkbox"/> 赤 <input type="checkbox"/> 黄 <input type="checkbox"/> なし		
		指定緊急避難場所	危険内容	
		指 定 避 難 所	危険内容	
	洪水	居 住 地 <input type="checkbox"/> 浸水なし <input type="checkbox"/> 浸水あり（最大浸水深 _____ m）		
		指定緊急避難場所	危険内容	
		指 定 避 難 所	危険内容	
	高 潮	居 住 地 <input type="checkbox"/> 浸水なし <input type="checkbox"/> 浸水あり（最大浸水深 _____ m）		
		指定緊急避難場所	危険内容	
		指 定 避 難 所	危険内容	
風水害時の避難経路の危険				
津 波	居 住 地 <input type="checkbox"/> 浸水なし <input type="checkbox"/> 浸水あり（最大浸水深 _____ m）			
	津波浸水開始時間 _____ 分以上～ _____ 分未満			
	指定緊急避難場所	危険内容		
	指 定 避 難 所	危険内容		
	避難経路の危険			
地震・津波災害	地 震	想定最大震度 _____ 地震の名称（ _____ ） <input type="checkbox"/> 震度7 <input type="checkbox"/> 震度6強 <input type="checkbox"/> 震度6弱 <input type="checkbox"/> 震度5強以下		
		指定緊急避難場所		
		指 定 避 難 所		
	避難経路の危険			
	市 町 の 被 害	建物倒壊	延焼火災	電力
		上水道	下水道	ガス

<P.2>

② 避難の受入先（避難先の受入能力）

公共施設	①	名 称	電 話	
		備蓄状況	非常用電源	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	②	名 称	電 話	
		備蓄状況	非常用電源	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	③	名 称	電 話	
		備蓄状況	非常用電源	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
福祉・保健・医療関係機関	①	名 称	電 話	
		備蓄状況	非常用電源	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	②	名 称	電 話	
		備蓄状況	非常用電源	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	③	名 称	電 話	
		備蓄状況	非常用電源	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
地域にある事業所	①	名 称	電 話	
		備蓄状況	非常用電源	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	②	名 称	電 話	
		備蓄状況	非常用電源	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	③	名 称	電 話	
		備蓄状況	非常用電源	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

<P.4>

④ 地域で利用可能な資源（道具、資機材等）

避難支援 資機材	<input type="checkbox"/> 車いす	<input type="checkbox"/> リヤカー	<input type="checkbox"/> 階段避難器具	<input type="checkbox"/> 簡易タンカ
	<input type="checkbox"/> 背負い搬送具	<input type="checkbox"/> その他（	）	
支援者用 資機材	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 携帯拡声器	<input type="checkbox"/> ライフジャケット	
	<input type="checkbox"/> その他（	）		
備蓄品	食料			
	飲料水			
	医薬品			
	その他			

<備考>

4 個別避難計画(私の避難計画書) (例)

個別避難計画 (わたしの避難計画書) (例) 作成日：令和 年 月 日

<計画作成及び個人情報使用の同意について>

- 災害時に円滑な避難ができるよう個別避難計画を作成し、関係機関・者で共有することに同意します。
- 計画作成により必ず支援が受けられることを保証するものではなく、関係機関・者が法的な責任や義務を負うものではないことについて理解し、同意します。

■本人情報

ふりがな			血液型		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名			生年月日	大・昭 平・令	年	月 日 歳
住所	〒					
連絡先	自宅	FAX			携帯	
心身の状況	<input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定 () <input type="checkbox"/> 障害者手帳 ()				備考	
家族構成	<input type="checkbox"/> 同居家族なし (一人暮らし) <input type="checkbox"/> 同居家族あり () 人暮らし ※本人含む				備考	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	続柄	連絡先	備考		
	氏名	続柄	連絡先	備考		
自治会等	名称		連絡先	氏名		
医療機関 かかりつけ医	名称		連絡先	備考		
福祉施設 サービス利用	名称		連絡先	備考		

■わたしの避難行動

避難の 必要性	大雨時・台風時			地震・津波時	
	土砂災害 あり・なし	洪水 あり・なし	高潮 あり・なし	津波 あり・なし	建物倒壊・火災 あり・なし
避難の タイミング	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難 <input type="checkbox"/> 避難呼びかけ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難 <input type="checkbox"/> 避難呼びかけ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難 <input type="checkbox"/> 避難呼びかけ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 津波警報 <input type="checkbox"/>	
避難先					
距離	km	km	km	km	km
移動手段					
移動時間	分	分	分	分	分
準備	携行品		その他準備事項		準備にかかる時間
	.		.		分

■ 避難時に必要な支援

避難支援等 実施者 ※必ず記入	①	氏名	住所	連絡先
		関係	役割	
	②	氏名	住所	連絡先
		関係	役割	
	③	氏名	住所	連絡先
		関係	役割	
支援内容				
● 自宅から避難先までの経路、その他支援に必要な事項を記載してください。				

■ 避難生活時に必要な支援

支援内容				
------	--	--	--	--

◎ 計画作成関係者

福祉専門職 氏名		民生委員 氏名		自治会等 氏名	
-------------	--	------------	--	------------	--

3. 防災と福祉に関する基本情報

1 広島県内で想定されている自然災害リスク

(1)風水害

①県内の土砂災害（特別）警戒区域

県内には、地すべりや土石流などによる土砂災害のおそれが想定される箇所、区域が約48,000箇所あり、その数は全国最多となっています。「図-1 土砂災害（特別）警戒区域」を見ると、県内のあらゆる場所において「土砂災害の発生リスクがある」ことがわかります。

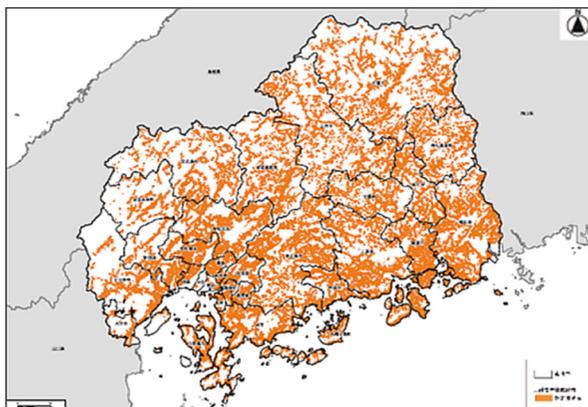


図-1 土砂災害(特別)警戒区域

②県内の河川

広島県内には、太田川、江の川、芦田川の3つの一級河川があります。総面積の約7割は、この3つの河川の流域からなっています。「図-2 県内の河川」を見ると、県内のいたるところに毛細血管のように大小の河川がはりめぐらされていることがわかります。



図-2 県内の河川

(2)地震災害

①広島県に被害をもたらす可能性のある地震災害

県内では、「歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震」や「主要活断層帯による地震」など、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の発生が考えられます。一方、全国で起きている地震発生の状況を見ると、「活断層が確認されていない地域」においても地震は発生しています。この点から見れば、今後、県内のどの地域においても直下型の地震が発生する可能性は否定できません。

近い将来に発生する可能性が高い地震として着目されている「南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）」は、紀伊半島から四国の沖合で生じる地震ですが、もし想定されているM9クラスの地震が発生した場合、県内のほとんどの地域が震度5弱以上の揺れに見舞われ、また、人口密度の高い瀬戸内海沿岸部側の多くが、震度5強や6弱に見舞われる恐れがあり、人的被害として、約15,000名にもものぼる死者の発生が想定されています。

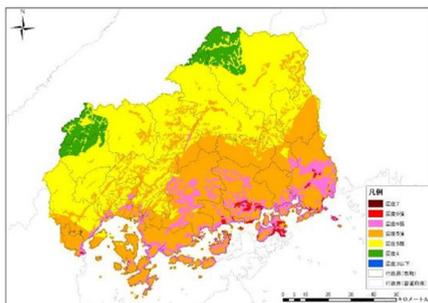


図-3 南海トラフ巨大地震の広島県の震度分布

建物被害	全壊棟数	69,561棟
人的被害	死者数	14,759人
	負傷者数	22,220人
避難者	全避難者数	59万人
	上水道被害 (断水人口)	107万人
ライフライン被害	下水道被害 (水没人口)	78万人
	電力被害 (停電軒数)	12万軒
災害廃棄物等	通信被害 (固定電話不通回線数)	8万回線
	災害廃棄物 津波堆積物 (被災に伴う浸水被害も含む)	497万トン 339~720万トン

表-1 南海トラフ巨大地震の広島県の被害想定

「南海トラフ巨大地震」は、過去100年~150年おきに、巨大地震が繰り返されてきている地震で、その発生確率は、今後30年間で約70%よりも高いともいわれています。



各市町の地域防災計画やハザードマップ

広島県では、「広島県防災Web」から各自然災害リスクを確認できます。

◆ 土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

◆ 洪水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

◆ 高潮・津波災害ポータルひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

最新のハザードマップや地域防災計画については、各市町のホームページ等で確認してください。

2 自然災害リスクに応じた避難行動の考え方

(1)状況に応じた避難行動

避難行動には、「立退き避難」と「屋内安全確保」の2つの基本行動があります。自宅やご自身の状況を踏まえて、どのような避難行動をとる必要があるのかをしっかりと考えておきましょう。そして、「緊急安全確保」をしなくても済むよう、より安全な避難行動をとるための準備を進めてください。

①立退き避難

「立退き避難」とは、災害危険のある区域から、その区域外にある安全な場所へ移動し、自然災害リスクの及ばない場所や建物において安全を確保するという避難行動で、「立退き避難」が避難行動の基本です。「立退き避難」の避難先としては、市町があらかじめ指定した「指定緊急避難場所」や、親戚・知人宅、ホテル・旅館等の「安全な自主避難先」があげられます。

②屋内安全確保

「屋内安全確保」とは、浸水危険のある建物ではあるが、上階など浸水のリスクが及ばない場所へ移動したり上層階に留まるなど、屋内で安全を確保するという避難行動をいいます。主に、居住している集合住宅やマンションの上階、戸建て住宅でも浸水が及ばない上階などが避難先の候補となります。

なお、自宅等自体は浸水するおそれがあるため、屋内安全確保を行うためには少なくとも、①家屋倒壊等氾濫想定区域※1)に在していないこと、②浸水しない居室があること、③一定期間浸水することにより生じる可能性が大きい支障※2)を許容できること、の3つの条件すべてを満たしている必要があることに留意してください。

※1) 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食の発生が想定される区域

※2) 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気・ガス・水道・トイレ等の使用ができなくなるおそれ

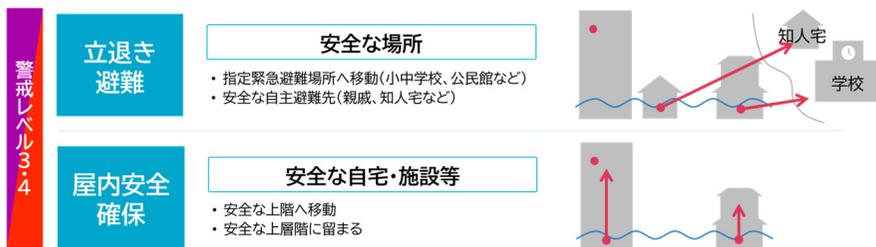


図-4 立退き避難・屋内安全確保

③緊急安全確保

「緊急安全確保」とは、立退き避難を行う必要がある者が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難が遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動するなど、最善の行動をとる避難行動をいいます。例えば、土砂災害が発生しつつある危険区域内にいる人がとにかく崖から離れた上階の部屋に移動したり、床下浸水がはじまった住宅内の方が上階に移動するなど、できる限りの安全を確保します。

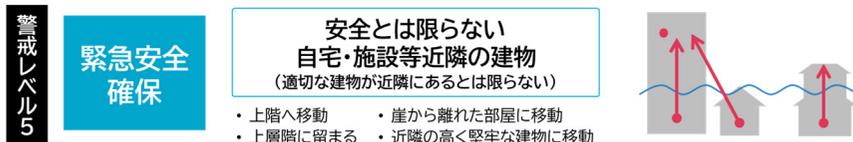


図-5 緊急安全確保

(2)大雨時の対応の流れ

大雨の時の対応の流れをまとめると、「図-6 大雨時の対応フロー」のようになります。この流れをもとに、住民が自らの避難行動の流れの確認するよう取り組みましょう。

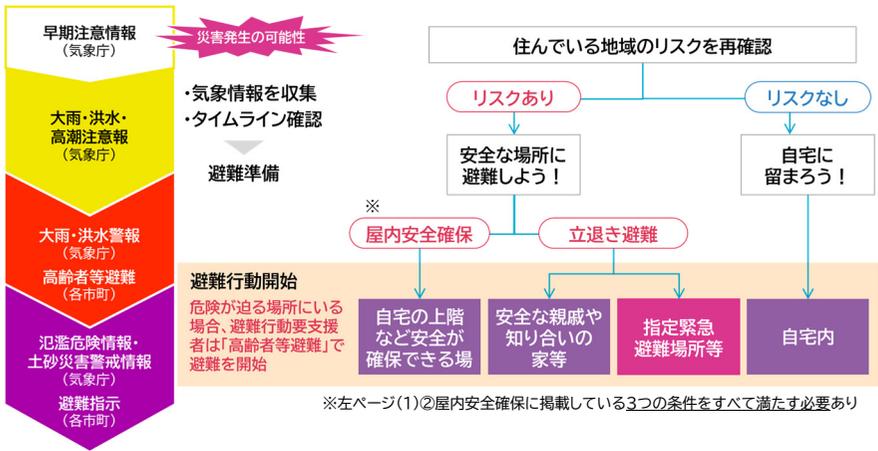


図-6 大雨時の対応フロー

(3)地震災害の対応の基本

地震災害の対応は、緊急地震速報が流れたり、地震の揺れを感じた、その瞬間から始まります。まずは、今いる、できる限り安全な場所で姿勢を低くして頭や体を守り揺れが収まるまで待つ「身の安全の確保」が基本です。最初の揺れが収まった後は、周囲の状況を確認し、津波や火災、家屋の倒壊等のリスクがあれば安全な場所に避難します。なお、自宅に被害がない又は軽微であり、電力・上下水道・ガス等のライフラインに被害が生じたとしても、飲料水・食料・トイレ等の備蓄がある場合は「在宅避難」が可能となります。

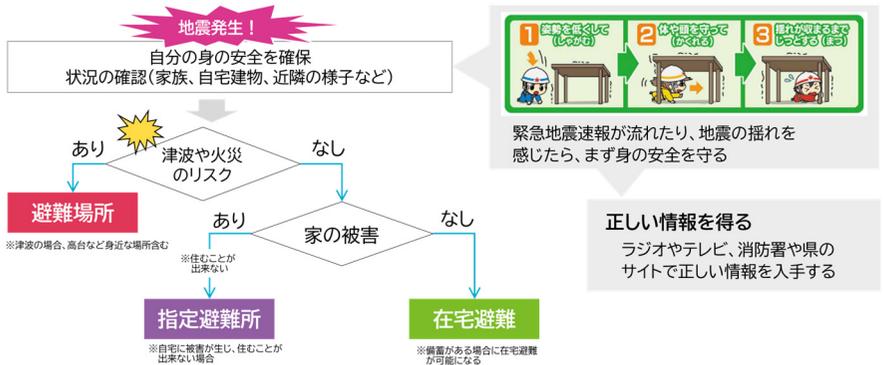


図-7 地震災害時の対応フロー

3 避難行動開始のタイミング

(1) 避難情報等と居住者等がとるべき行動

住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、以下の表のとおり、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっています。

自治体から警戒レベル4 避難指示や警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとってください。

一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難情報よりも先に発表されます。このため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難指示等が発令されていなくても、自ら避難の判断をすることが重要となります。

(注意)

- ・ 防災気象情報や県が管理している河川の水位情報などの情報と、避難情報が、必ずしも同時刻に発令されるわけではない。(避難情報は、市町がその他の情報も含めて総合的に判断するため)
- ・ 避難情報は対象地域を絞り込んで発令するため、地域により避難情報の種類やタイミングが違う。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	市町が発令する避難情報	市町が参考とする防災気象情報	
	5	災害発生または切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 大雨特別警報等	
	<警戒レベル4までに必ず避難!>				
	4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等
	3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報等
	2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	-	大雨注意報 洪水注意報等
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	-	早期注意情報	

表-2 避難行動開始の参考となる情報



必ず確認し、覚えておくこと

警戒レベル3「高齢者等避難」

市町が発令する「高齢者等避難」は、「高齢者をはじめ、障害のある人等の避難に時間のかかる人は避難を開始してください」という避難の呼びかけの情報で、自力で避難することが難しい方などの避難行動を開始するきっかけとなる情報の一つです。この「高齢者等避難」が居住している地域に発令されたら、避難行動要支援者等は避難支援者等とともに安全な場所に移動することが基本的な避難行動となります。なお、この情報には、「高齢者や障害者だけでなく、誰もが避難の準備をして自主的に避難してください」ということも含まれています。決して高齢者や障害者だけにに向けた情報ではないことを、十分理解しておいてください。

警戒レベル4「避難指示」

居住する地域に「避難指示」が発令された時は、危険な場所にいるすべての人が、避難をする必要があります。

(2) 情報収集の方法

気象に関する情報や避難に係わる情報を入手する方法について、様々ある中の代表的なものについて紹介します。

住民自らが避難の判断に必要な情報を得て活用できるよう、情報収集の方法や情報の種類・意味などについて、実践的な訓練等を通じて、平時から周知徹底を図ってください。



代表的な情報収集の方法

県や市町の防災情報メール

登録した方へ、気象情報や避難指示等の情報をメールで通知（事前の登録が必要）



広島県土砂災害危険度情報

大雨等で土壌が崩れやすくなっている場所を色別で表示



広島県防災web

県内の雨の量や河川の水位などを、リアルタイムで見ることができる



緊急地震速報

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、TVやラジオ等でお知らせ



(気象庁HP) 高解像度降水ナウキャスト

国や地方自治体が保有する全国の雨量計のデータ等を活用し、250m解像度の降水分布を30分先まで予測



(気象庁HP) 台風情報

3時間毎に台風の実況と予報を、各時刻の正時約50分後に発表





4 避難行動要支援者の主な特徴と災害時の支援ポイント

(1)安全な場所への避難

表-3 避難行動要支援者の主な特徴と災害時の支援ポイント

区分1	区分2	主な特徴・特性	情報の取得	
			困難なこと	主な支援ポイント
高齢者	ひとり暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる 夜間は家族と同居している高齢者でも、家族が出勤中の昼間は独居となる高齢者もいる 地域とのつながりが希薄になり、孤立しがちな場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報や緊急事態の察知が遅れる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な情報伝達が必要 情報を伝達してくれる人を確保しておく
介護が必要な方	寝たきり	<ul style="list-style-type: none"> 常時床についており、食事、排泄、入浴、衣服の着脱など、日常生活動作に他人の介助が必要 体温調整機能の低下から温度の変化等への抵抗力が弱くなっている 医療的ケアが必要な場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の認知が遅れる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認や状況把握が不可欠
	認知症	<ul style="list-style-type: none"> 記憶力の低下、時間や季節の感覚が薄れる等の見当識障害、妄想、徘徊などの症状がみられる 自分で判断し行動することや自分の状況を説明することが困難 人一倍ストレスに弱い特徴がある 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の認知が遅れるまたはできない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認や状況把握が不可欠
視覚障害者	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 全く見えない方（全盲）と、見えづらい方（状態は様々）がいる 白杖や盲導犬を使用している方がいる 目からの情報が得にくいいため、音声や手で触れることなどにより情報を入手する 盲ろうの方（視覚と聴覚の両方に障害がある）もいる 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の知覚が遅れやすい、災害の状況を把握することが難しい 全盲の場合、掲示物やプリントなどでは情報を得ることができない 色覚異常の場合は、色分けされた情報の識別が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉で周囲の状況を具体的に説明する 声をかけるときは、正面からかけ、最初に名前を名乗るようにする 安否確認時に、正確な情報が得られているかを確認する
聴覚障害者	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 完全に聞こえない方と、聞こえづらい方（状態は様々）がいる。 補聴器を使用している場合がある 主たるコミュニケーション手段にかなりの違いが見られる 外見から障害がわかりづらいため、音声や手で触れることなどにより、声が出て聞こえないことがあり、理解されにくい 言語機能障害を伴う方や、盲ろうの方（視覚と聴覚の両方に障害がある）もいる 	<ul style="list-style-type: none"> 視界外の異変・危険の察知が困難 広報車、ラジオ、サイレン、人のかけ声など、音声による情報の取得や、声による情報発信が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 文字・光・色等の視覚による認識手段を提供する 状況を簡潔なメモやスマホに入力して見せるなどの方法も有効 正面から口を大きく動かして、ゆっくりと話せば理解できる方もいる 安否確認や情報伝達はFAXやメールを使用する

料

- ・広島県「障害を知り、共に生きる」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/94352.pdf>
- ・内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会(第5回)資料4「災害時要援護者等の特性ごとに必要な対応について(案)」
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h24_kentoukai/5/4.pdf

災害時の支援ポイント「安全な場所への避難」

避難の判断		避難行動	
困難なこと	主な支援ポイント	困難なこと	主な支援ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・適切な状況把握が困難な場合がある ・避難することに消極的になる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に安否確認を行い、情報を伝達し、避難誘導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外では自力での行動が困難な方もいる ・瞬時の行動ができない場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者、介助者等による避難誘導等が必要 ・杖の準備が必要な場合がある ・移動手段の確保が必要な場合がある
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況を伝えることや、自分で判断し行動することが困難な場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する ・必要物資が確保できているかを確認する ・付添が確保されているかを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難できない ・介助者、家族との共同避難が遅れやすい ・家族や介助者の避難も制約を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡体制を確立しておく ・担架、車いす等の移動用具と複数の援助者を確保しておく ・身体の様子を確認しながら身体を移動させる
<ul style="list-style-type: none"> ・自分で危険を判断し行動することが難しい ・自分の状況を伝えることが難しい ・危険な状況や避難の必要性が分からない場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な言葉でゆっくりと説明をする ・安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導なしで避難することが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の誘導をしてくれる人を確保しておく ・誘導時は、必ず誰かが付き添い、一人にしない ・医療機関との連絡体制を確立しておく
<ul style="list-style-type: none"> ・災害の知覚が遅れやすい、災害の状況を把握することが難しいため、避難の判断が遅れたりできない場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声などで、避難に関する情報を伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・全盲や弱視、視野視覚狭窄などの場合は、状況が変化したときに単独での行動が困難 ・危険からの回避が遅れやすい ・日常生活空間でも自力避難は困難 ・一般的には、家族、支援者、介助者等による避難誘導が不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> ・どんな手伝いができるかを尋ねてから誘導する ・本人が白杖を持つ場合、誘導する人の腕を持ってもらい移動する ・盲導犬を伴っている人に対しては、必要なサポートを本人に確認する ・避難場所の希望を確認する
<ul style="list-style-type: none"> ・テレビやラジオなど音声からの情報収集や判断が難しい ・緊急事態の理解や適切な行動をとることが困難になることがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応（避難の仕方、情報アクセスの仕方等）を、日常生活情報として周知しておく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・視界外の危険の察知が困難であるため、危険からの回避が遅れやすい ・音声による避難誘導の指示が認識できない ・自分の状況を言葉で知らせることができない ・言語障害者の場合、全身性障害者のように、他の重い障害を伴う人も多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図等）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠 ・避難場所の希望を確認する

(1)安全な場所への避難（つづき）

区分1	区分2	主な特徴・特性	情報の取得	
			困難なこと	主な支援ポイント
肢体不自由者	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行が困難な場合が多い ・重度の全身性障がい者の場合、自宅内の移動も困難な場合がある ・義足、車いす、補助杖などの補装具を使用していることが多い 		
内部障害者	内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・体の内部（心臓、腎臓、呼吸器、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫）に障害がある ・外見からわかりにくい ・全身状態が低下しているため、疲れやすい ・医療的ケアが必要 ・障害別の特徴 〔心臓〕ペースメーカーを使用している場合がある 〔腎臓〕大多数の人が定期的な人工透析を必要とする 〔呼吸器〕酸素ボンベや人工呼吸器を使用している人もいる 〔膀胱・直腸〕人工膀胱又は人工肛門を使用している 〔小腸〕栄養輸液等の補給を受けている人もいる 		
難病患者	難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病により状態が様々 ・特殊な薬剤や継続的な服薬、医療機器、医療的ケアを必要とする人がいる 		
知的障害者	知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがある（程度は様々） ・情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い ・環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、身体障がいなどが重複している場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の認知が遅れる、またはできない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える ・絵、図、文字、身ぶり手ぶりなどを組み合わせ、理解しやすい方法で情報を伝える
精神障害者	精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできる ・薬が不足、中断することにより、状態に影響がある場合がある ・ストレスに弱く、対人関係やコミュニケーションが苦手 		

避難の判断		避難行動	
困難なこと	主な支援ポイント	困難なこと	主な支援ポイント
<ul style="list-style-type: none"> 避難することに消極的になる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する より本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 車いすやウォーカー等の補装具がない場合、自力での移動が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 車いす等の補装具とともに、家族や支援者による介助が必要 事前にその方に適した誘導方法を確認しておく
<ul style="list-style-type: none"> 避難することに消極的になる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認時に、安全な場所において、医療機器の継続使用が可能な状態かを確認する より本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する かかりつけの医療機関に連絡し、避難の可否を含めた対処の仕方について指示を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い 常時使用する医療機器(機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要)や薬、ケア用品がないと命に関わる 特に在宅人工呼吸器を装着している方の場合、避難行動が制約される 振動や停電により医療機器が故障したり、停止し、生命に関わる場合がある 継続的な医療の確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行が困難な場合、車いすやストレッチャー等での搬送方法を、事前に確認しておく 常時使用する医療機器、薬、ケア用品を携帯する 電源や予備の酸素ボンバなどを一緒に運ぶ 在宅人工呼吸器を装着している場合、救急隊や医療機関等との連携がなければ搬送が難しいことも考えられる。事前にどういった機関の支援が必要か、事前に家族、自治体、患者団体などと十分協議のうえ、細部を取り決めておく
<ul style="list-style-type: none"> 一人では状況を理解し危険を判断することが困難で、環境の変化によって、精神的な動揺が見られる場合がある 自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 動揺している気持ちを落ち着かせ、避難が必要なことを、わかりやすく説明する 絵、図、文字、身ぶり手ぶりなどを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える 家族などの緊急連絡先が分かる場合は連絡する 	<ul style="list-style-type: none"> 急激な環境変化への対応が苦手で、時にパニックに陥ったまま固まってしまうことがある 言語の発達の遅れを伴う場合もあり、コミュニケーションに配慮する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の対応を、日常生活において訓練しておく必要がある 普段から慣れ親しんでいる人が避難支援者になるなど、配慮が必要 誘導時は必ず誰かが付き添い、一人にしない
<ul style="list-style-type: none"> 精神的な動揺が激しくなる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 声かけや付添があれば自分で判断し行動することができる 家族などの緊急連絡先がわかる場合は連絡する 	<ul style="list-style-type: none"> 服用している薬を携帯する必要がある 精神的な動揺が激しくなる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 家族や知人と一緒に行動できるようにする 努めて冷静な態度で接して状況を簡潔に説明し、本人を安心させる 服用している薬を携帯しているか確認する

(2)避難先での生活

表-4 避難行動要支援者の主な特徴と災

区分1	区分2	避難生活で配慮が必要となる 主な特徴・特性	困難なこと
高齢者	ひとり暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で生活できる 	<ul style="list-style-type: none"> 災害ショック、環境変化によるストレスに注意が必要
介護が必要な方	寝たきり	<ul style="list-style-type: none"> 介助が必要 抵抗力が弱くなっている 医療的ケアが必要な場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> 普段の介助者が対応できなくなる恐れがある 見知らぬ介助者へのストレスに注意する 福祉機器、補助具がない場合は移動が困難
	認知症	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の症状がみられる 人一倍ストレスに弱い特徴がある 	<ul style="list-style-type: none"> 単独での避難生活が難しく、徘徊して思わぬ場所ですり抜けケガ等を負うおそれがある 避難所で認知症のような症状が出始める人もいる
視覚障害者	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 目からの情報が得にくいため、音声や手で触れることなどにより情報を入力する 生活環境が突然変わると、日常的な行動でさえも困難になる 	<ul style="list-style-type: none"> 掲示物やプリントなどでは情報を得ることができない 全盲や弱視、視野視覚狭窄などの場合は、状況が変化したときに単独での行動が困難 色覚異常の場合は、色分けされた情報の識別が困難
聴覚障害者	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 主たるコミュニケーション手段にかなりの違いが見られる 外見から障害がわかりづらい 	<ul style="list-style-type: none"> 外見から障害がわかりづらく、障害によっては、声が出て聞こえないことがあり、周囲に理解されにくい 言語障害を生じる場合、自分の状態を音声言語で伝えることに困難がある
肢体不自由者	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> 運動・動作が不自由なため、自力での衣服の着脱、食事、排泄等が困難な場合が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 発汗、体温調節、排尿、排便等の自律神経の障害を伴うことがある 自力での生活が困難な場合が多い
内部障害者	内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> 外見からわかりにくい 医療的ケアが必要 障害別の特徴 【腎臓】大多数の人が定期的な人工透析を必要とする 【膀胱・直腸】人工膀胱又は人工肛門を使用している 【小腸】栄養輸液等の補給を受けている人もいる 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの内容に応じた日常生活用具や医療機器等の確保、医療対応が必要であり、災害時に緊急対応が必要な場合もある 災害時に通院が困難になると、命にかかわることもある 食事療法や身体活動の制限がある場合がある ストマ用器具利用者は、排泄物を処理できる温水シャワーや洗い場等のついたトイレが必要になる
難病患者	難病患者	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な薬剤や継続的な服薬、医療機器、医療的ケアを必要とする人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器、吸引器、人工透析器、酸素吸入器、補助人工心臓、経管栄養等の生命維持のための緊急的な医療援助を必要とする人がいる
知的障害者	知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> 知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがある（程度は様々） 	<ul style="list-style-type: none"> 気持ち混乱したり、状況に合わせた行動ができない方もいる 環境の変化のため精神が不安定になることがある
精神障害者	精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> 薬が不足、中断することにより、状態に影響がある場合がある ストレスに弱く、対人関係やコミュニケーションが苦手 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時のショックやストレスは、精神障害者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性がある 避難所等の集団生活になじめないこともある

災害時の支援ポイント「避難先での生活」

主な支援ポイント
<ul style="list-style-type: none"> 本人の意向を確認の上、移動が少なく済むよう配慮し、移動が困難な人に対しては車いすなどを貸与する トイレに近い場所を確保し、居室の温度調整をするように努める 援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進めるように努める
<ul style="list-style-type: none"> 居室の温度調整をするように努める おむつ交換が必要な場合は、別室を設けるか、ついたてなどで区切り、プライバシーの保護に努める 援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進めるように努める
<ul style="list-style-type: none"> なるべくざわめきや雑音のストレスから遠ざけた場所で、家族と一緒にいられるよう配慮する 日常の支援者が、本人に向き合って、今の状況をわかりやすく説明し、情報を本人と共有できるように配慮する 援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進めるように努める
<ul style="list-style-type: none"> 目の不自由な方がいることを、避難所スタッフで共有する 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する 通路などに歩行のさまたげになる物がないか、気をつける 文字情報が伝わりにくいため、お知らせは必ず読み上げて、伝える 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給するように努める
<ul style="list-style-type: none"> 聴覚に障害のある方がいることを、避難所スタッフで共有する 音声による連絡事項は、必ず文字で掲示するとともに、筆談や身振り手振りにより、内容を伝える 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給するように努める 行政機関等と連携して手話のできる人の確保に努める
<ul style="list-style-type: none"> 車いすが両松葉杖の方が通るためには最低80cmの幅が、車いすが回転するためには直径150cmのスペースが必要 避難所のトイレが使用できるか事前の確認や助助方法について本人への確認などを行う 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する
<ul style="list-style-type: none"> 外見からは分かりにくいため、避難所では本人の同意のもとに周りの人に周知理解を求める 医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける 食事制限の必要な人を確認する 多目的トイレ（災害時用のオストメイトトイレ）を設置する 薬やケア用品を確保する。 各種装具・器具用の電源を確保する 人工透析や栄養輸液の補給が必要な方については、医療機関との連携を図る
<ul style="list-style-type: none"> 言語の発達の遅れを伴う場合もあり、コミュニケーションに配慮する必要がある 行政からのお知らせ（食事、トイレ、入浴に関する情報など）が理解できているか、声をかけるようにする 短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図る
<ul style="list-style-type: none"> 継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要 心理的に孤立してしまう方もいるため、知人や仲間と一緒に生活できるように配慮する 精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する必要がある

4. その他

1 要介護認定

判定結果に基づいて市町が要介護認定を行います。

要介護度	要介護区分
要支援1	<ul style="list-style-type: none">日常生活動作(食事・排泄・入浴・掃除)の自宅での生活において、基本的動作・金銭管理・内服薬管理・電話利用)のどれか1つ、一部見守りや介助が必要となる人が対象
要支援2	<ul style="list-style-type: none">要支援1に加え、下肢筋力低下により、歩行状態が不安定な人。今後日常生活動作に支障が生じる可能性がある人が対象
要介護1	<ul style="list-style-type: none">手段的日常生活動作でどれか1つ、毎日介助が必要となる人が対象日常生活動作においても、歩行不安定や下肢筋力低下により一部介助が必要となる人が対象
要介護2	<ul style="list-style-type: none">手段的日常生活動作や日常生活動作の一部に、毎日介助が必要になる人が対象日常生活動作を行うことはできるが、認知症の症状がみられており、日常生活に支障が生じている人が対象
要介護3	<ul style="list-style-type: none">自立歩行が困難な人で、杖・歩行器や車いすを利用している人が対象手段的日常生活動作や日常生活動作で、毎日何かの部分でも全面的に介助が必要となる人が対象
要介護4	<ul style="list-style-type: none">移動には車いすが必要となり、常時介護なしでは、日常生活を送ることが困難な人が対象全面的に介護を行う必要はあるものの、会話が行える状態の人が対象胃瘻や点滴で、食事介助の必要性がない人は、全面的な介護が必要となる人が対象
要介護5	<ul style="list-style-type: none">ほとんど寝たきりの状態で、意思の伝達が困難で、自力で食事が行えない人が対象日常生活すべての面で、常時介護をしていないと生活することが困難な人が対象

自分の目安	利用できるサービス
<p>可能な日常生活は一人で行うことが可能だが、手段的日常生活動作(買い物が必要な人が対象</p>	<p>介護予防サービス</p>
<p>日常生活において介護が必要になる可能性のある人が対象</p>	
<p>が必要な人が対象</p>	<p>介護サービス</p>
<p>人が対象 日常生活にトラブルのある可能性がある人も対象</p>	
<p>介助が必要な人が対象</p>	
<p>ができない人が対象 ないと判断され、要介護4に該当することがある</p>	
<p>しい状態の人が対象 人が対象</p>	

2 身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則第5 条第3 項別表第5号

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325M5>

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそ しゃく機能の障害	心臓機能障害
		聴覚障害	平衡機能障害		
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01 以下のもの				心臓の機能の害により自己 辺の日常生活 動が極度に制 されるもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02 以上0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I / 4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80 度以下かつ両眼中心視野角度(I / 2 視標による。以下同じ。)が28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100 dB以上のもの(両耳全ろう)			
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04 以上0.07 以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80 度以下かつ両眼中心視野角度が56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが90 dB以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	心臓の機能の害により家庭 の日常生活 が著しく制限 るもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08 以上0.1 以下のもの(3 級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70 点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80 dB以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	心臓の機能の害により社会 日常生活 が著しく制限 るもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2 かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの 2 両眼による視野の2 分の1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70 点を超えかつ100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害		
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3 以上0.6 以下かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70 dB以上のもの(40 cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50 dB以上のもの			
7級					

0000100015 20201225 502M60000100208

(太線より上は第1種を, 下は第2種を表します。)

心臓, じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸, 小腸, ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	ぼうこう 又は直腸の 機能障害	小腸 機能障害	ヒト免疫不全ウィルス による免疫機能 障害	肝臓 機能障害
の障 ひの身 活 制限	じん臓の機能の 障害により自己の 身の日常生活 活動が極度に制 限されるもの	呼吸器の機能の 障害により自己の 身の日常生活 活動が極度に制 限されるもの	ぼうこう又は直腸 の機能の障害に より自己の身の 日常生活活動が 極度に制限 されるもの	小腸の機能の障 害により自己の身 の日常生活活動 が極度に制限 されるもの	ヒト免疫不全ウィ ルスによる免疫 の機能の障害に より自己の身の 日常生活活動が ほとんど不可能な もの	肝臓の機能の障 害により自己の身 の日常生活活動 がほとんど不 可能なもの
					ヒト免疫不全ウィ ルスによる免疫 の機能の障害に より日常生活活動 が極度に制限され るもの	肝臓の機能の障 害によりの日常生 活活動が極度に 制限されるもの
の障 内 で 動 され	じん臓の機能の 障害により家庭内 での日常生活活 動が著しく制限さ れるもの	呼吸器の機能の 障害により家庭内 での日常生活活 動が著しく制限さ れるもの	ぼうこう又は直腸 の機能の障害に より家庭内での日 常生活活動が著し く制限されるもの	小腸の機能の障 害により家庭内 での日常生活活動 が著しく制限され るもの	ヒト免疫不全ウィ ルスによる免疫 の機能の障害に より日常生活活動 が極度に制限され るもの(社会での 日常生活活動が 著しく制限される ものを除く。)	肝臓の機能の障 害によりの日常生 活活動が極度に 制限されるもの (社会での日常生 活活動が著しく制 限されるものを 除く。)
の障 全 て の 動 が れる	じん臓の機能の 障害により社会で の日常生活活動 が著しく制限さ れるもの	呼吸器の機能の 障害により社会で の日常生活活動 が著しく制限さ れるもの	ぼうこう又は直腸 の機能の障害に より社会での日常 生活活動が著しく 制限されるもの	小腸の機能の障 害により社会での 日常生活活動が 著しく制限される もの	ヒト免疫不全ウィ ルスによる免疫 の機能の障害に より社会での日常 生活活動が著しく 制限されるもの	肝臓の機能の障 害により社会での 日常生活活動が著 しく制限されるもの

2 身体障害者障害程度等級表

級別	上肢	下肢
	1級	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上を欠くもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	
3級	1 両上肢のおや指及びびとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びびとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの
	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びびとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びびとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はびとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はびとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はびとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートルの10分の1以上短いもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びびとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はびとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートルの15分の1以上短いもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 びとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 びとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 びとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートルの20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定したものである場合は、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して該当等級より上の級とすることができ、その級を決定する。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもつ。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。	

3 広島県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

<https://www.mhlw.go.jp/w>

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能

障害等級	精神疾患(機能障害)の状態
<p>1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、れらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの
<p>2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状の 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの
<p>3級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、そのしくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの

eb/t_doc?dataId=00ta4615&dataType=1&pageNo=1

力障害の状態の確認, (4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。

障害の状態	能力障害(活動制限)の状態
<p>七、思考障 り、かつ、こ が高度で いずれか</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身辺の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身辺の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
<p>妄想・幻覚 、これらが があるも いずれか</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身辺の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身辺の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
<p>七、思考障 症状は著 いづれか</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身辺の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身辺の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>

4 広島県の療育手帳の程度区分表

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/235584.pdf>

障害程度は、次に定める判定基準により総合的に判断し、必要に応じて援助方針会議で決定する。

区分	手帳の表記	判定基準
最重度	㊶	知的障害の程度が重度(知的指数 35 以下)であり、身体障害(肢体不自由)1～2級を合併しているか、社会適応能力が日常生活において常時特別の支援を要する程度の人。
重度	A	知的障害の程度が重度(知的指数 35 以下)であるか、中度(知的指数 36以上50以下)であっても社会適応能力が日常生活において常時支援を要する程度の人、もしくは中度であっても身体障害(肢体不自由・視覚障害・聴覚障害)1～3級を合併している人。
中度	㊵	知的障害の程度が中度(知的指数36以上50以下)であるか、軽度(知的指数51以上75以下)であっても社会適応能力が日常生活において常時支援を要する程度の人。
軽度	B	知的障害の程度が軽度(知的指数51以上75以下)であり、社会適応能力が日常生活において支援を要する程度の人。

※判定に必要な検査等は、こども家庭センターが実施する。

5 指定難病一覧

○指定難病 338疾病
難病情報センター

<https://www.nanbyou.or.jp/>

○小児慢性特定疾病 788疾病
小児慢性特定疾病情報センター

<https://www.shouman.jp/disease/>

個別避難計画に関する理解と作成のためのガイドライン

発行年月 令和5年3月

作成 広島県 健康福祉局

連絡先 <福祉に係る問い合わせ>

- ・健康福祉局 地域共生社会推進課
- ・健康福祉局 障害者支援課

<防災に係る問い合わせ>

- ・危機管理監 危機管理課
-